

ヘルパーステーションきずき（居宅介護・重度訪問介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社K i z u K i（以下「事業者」という。）が設置するヘルパーステーションきずき（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

3 指定居宅介護等の提供に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成24年岐阜県条例第85号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を提供するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定居宅介護等の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 指定居宅介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 ヘルパーステーションきずき

(2) 所在地 岐阜県羽島郡笠松町米野 426 番地の 1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名 (常勤職員。サービス提供責任者と兼務する。)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1 名以上 (常勤職員)

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

ア 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等 (以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」という。) を記載した書面 (以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画書」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画書」という。) を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書、重度訪問介護計画書を交付する。

イ 居宅介護計画、重度訪問介護計画 (以下「居宅介護計画等」という。) の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。

ウ 事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 3 名以上 (常勤換算 2.5 名以上)

従業者は、指定居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日まで (祝日を含む)。ただし、1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間 午前 9 時 0 0 分から午後 6 時 0 0 分までとする。

(3) サービス提供時間 2 4 時間 (3 6 5 日)

2 前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により 2 4 時間常時連絡が可能な緊急連絡体制を整備する。

3 サービスの提供にあたっては、第 1 項 (1) 及び (2) の営業時間外においても、利用者等からの急な相談に応じるものとする。

(指定居宅介護等を提供する主たる対象者)

第7条 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く。）
- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く。）
- (3) 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）
- (4) 精神障害者（18歳未満の者を含む。）
- (5) 難病患者等（18歳未満の者を含む。）

2 指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する者。18歳未満の者を除く。）
- (2) 知的障害者（重度の知的障害により行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する者。18歳未満の者を除く。）
- (3) 精神障害者（行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する者。18歳未満の者を除く。）
- (4) 難病患者等（18歳未満の者を除く。）
- (5) 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）

(指定居宅介護等の内容)

第8条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画等の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ア 食事の介護
 - イ 排せつの介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ その他必要な身体の介護
- (3) 家事援助に関する内容
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 住居等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関との連絡

カ その他必要な家事

(4) 通院等介助に関する内容

ア 通院等のための屋内外における移動等の介助、通院先・官公署等における受診等の手続又は移動等の介助（身体介護を伴う場合）

イ 通院等のための屋内外における移動等の介助、通院先・官公署等における受診等の手続又は移動等の介助（身体介護を伴わない場合）

(5) 重度訪問介護に関する内容

入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

(6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (5) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等)

第9条 指定居宅介護等を提供した際には、利用者及び障害児の保護者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者及び障害児の保護者から当該指定居宅介護等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅介護等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定居宅介護等に要した額）の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者及び障害児の保護者に対して交付するものとする。

3 第11条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり30円を徴収するものとする。

4 前各項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及び障害児の保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者及び障害児の保護者の同意を文書で得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及び障害児の保護者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者及び障害児の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は

訓練等給付費の額を控除した額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域は、岐阜市、各務原市、羽島郡岐南町及び羽島郡笠松町の区域とする。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第12条 現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者及び障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者及び障害児の主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治の医師への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者及び障害児に係る市町村、利用者等の家族並びに障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 前項の事故の状況及び事故に際して採った措置を記録し、当該記録を完結の日から5年間保存するものとする。

5 指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとし、そのために損害賠償責任保険に加入するものとする。

（苦情解決）

第13条 提供した指定居宅介護等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存するものとする。

3 提供した指定居宅介護等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により岐阜県知事が、また、法第48条第1項の規定により岐阜県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは

は事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岐阜県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかんする限り協力するものとする。

（虐待の防止のための措置）

第14条 事業者は、利用者及び障害児の人権の擁護並びに虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上定期的に実施する。

（4）上記（1）から（3）までを適切に実施するための担当者を置く。

（5）成年後見制度の利用を支援する。

（6）虐待を発見した従業者は、速やかに管理者に報告するものとし、管理者は障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第7条第1項（養護者による障害者虐待）又は第16条第1項（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）の規定に基づき、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の適正化）

第15条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

4 事業所は、身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

5 事業所は、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上定期的に実施する。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第16条 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のため、次の措置を講ずる。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年1回以上定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者等に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を変更するものとする。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第18条 従業者及び従業者であった者は、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持しなければならない。

2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

3 利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。事業所が他の障害福祉サービス事業者等に対して利用者等及びその家族に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。ただし、法令に基づく場合はこの限りでない。

(研修)

第19条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 前項に加え、第14条から第17条までに定める各種研修（虐待防止・身体拘束等の適正

化・感染症対策・業務継続計画）を年間研修計画に組み込み、計画的に実施するものとする。

（情報の公表）

第20条 事業所は、本規程、重要事項説明書その他の障害福祉サービスに関する情報を、事業所の見やすい場所に掲示するとともに、当事業所のウェブサイト及び障害福祉サービス等情報公表システムに掲載すること等により、利用者等その他の関係者に対し情報を公表するものとする。

（規程の改廃）

第21条 本規程の改廃は、株式会社K i z u K i 代表取締役の決裁による。改廃に当たっては、従業者代表の意見を聴取するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第22条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業所は、利用者等に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。

3 事業所は、指定居宅介護等の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社K i z u K i と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。